

漢字表現の多重性と 仮名書き歌の定位

乾 善彦

はじめに

仮名書き歌の位置付け

万葉集は漢字だけで書かれていた。これは誰しも疑うことのない事実である。そもそも中国語でない「ことば」を漢字でもって書き表わそうとしたとき、そこに長大な時間の経過と多大な努力とがあつたことは想像に難くない。だが反面、もしかすると、古代の知識人にとって、それはそれほど難しいことではなかつたとも考えられる。少なくとも、万葉集が歌集としての体裁を整えた八世紀に限っていえば、おそらくそうであつただろうし、そうであつたならば、今われわれが認識するような漢字の機能は、彼らの言語生活においても、それほどかけ離れたものではなかつたと思われる。異なるのは（実は大きな違いなのだが）、文字としての「仮名（平仮名・片仮名）」成立以降、漢字は仮名とその機能を分け合っている、つまり漢字の機能が限定されているということだけである（注1）。ただ、機能としての仮名が文字として分離しない漢字の世界にあつて、漢字の用法としての仮名書きが、正字の用法とどのような差異でもって意識されていたかは大きな問題である。文字としての仮名成立以降の真名と仮名との関係とは、異なるものと考えるべきであろう。

人麻呂歌集の書き様の違いを、日本語の書記史の展開に対応させて考えた稲岡説は、近年、書記史の流れから離れて、歌の作法の違いへとシフトしたかに見える。声の歌から文字の歌への展開を見るのである（注2）。書記史の側からはその是非は判断しがたい。が、そうすると時代的に遅れるとされる仮名書き歌が文字の歌との関係でどう位置付けられるかが問題として残る。

漢字の機能としての仮名書き（真仮名）が、比較的古い時代から可能であり、歌を仮名で書くことが、日常には簡単になしえたことは、近年の木簡の出土状況から見ても、ほぼ間違いのない。ただしそれは、歌集としての万葉集におさめられるように書くということとは、本質的に異なる次元の話である。当然、文字で歌を作ることとも異なる。万葉集において、仮名書きの歌は比較的新しい部分に見られる。だが、そこに使用される仮名は、同時代の木簡などに見えるものとは異なる。木簡などに使用される仮名は、巻十八のいわゆる補修部分や東歌、さらに、次の時代に成立する文字としての仮名との関係を考えさせる（注3）。

従来、仮名書き歌の仮名は、使用字母の面から考察されることはあっても、仮名の位相性や表現性という、社会的な側面や機能的な側面からの考察はほとんどなかった。まして、次の時代の「かな」（以下、平仮名をこう表記する）書き歌との関係の問題にすることもなかった。しかしながら、古代文字資料の見直しの過程で、仮名書き意識についても、考えねばならなくなった。巻による仮名使用の相違や正訓字含有の度合いなどを手がかりに、仮名書き諸巻の特殊性や巻十七以降の書き換え問題について、歌集としての仮名書きの性格を考えることが、新しい研究の課題となろう。歌を詠むことと歌を書くこととの区別のほかに、文字の歌という考え方を取り入れるとき、その是非はともかく、それが万葉後期の仮名書き歌や次の時代の「かな」書き歌とどうつながるのか、あるいはつながらないのかが、明らかにされる必要がある。

小松英雄『仮名文の原理』（注4）は、平安時代以降の歌について、仮名文の構文原理として「複線構造による多重表現」を認め、「かな」による和歌の理解の方法を提示している。「かな」自体はその「かたち」に意味を連想させない。したがって、それによってあらわされる音の「かたち」つまり「ことば」から、さまざまな意味の広がりや、複線的な構造の多重表現として可能になる。掛詞をはじめとする王朝和歌のさまざまな技法が「かな」によって支えられているとするのである。

小松は、万葉歌と「かな」の和歌との間に大きな断絶を認めるが、万葉集にあっても、事情はそれほど変わらないと思われる。たしかに、巻十七以降の仮名書きの歌や、東歌・防人歌では、仮名書きが主体であるけれども、漢字の正用も頻繁にあら

われる。その点で、小松のいう「かな」歌とは若干相違する。しかし、万葉集の仮名書き歌においても、掛詞や変字法の技法はあるし、縁字などむしろ、漢字には漢字なりの複線性が認められる（注5）。また、巻十四の正訓字のあり方も、仮名書きであることにおいて興味深い問題を投げかけている。漢字が「かな」と機能を分担しない環境にあつては、むしろ、漢字の多様な機能を利用した意識的な表現として、複線的多重性が読み取られるべきである。先に述べたように、ここにも仮名書き歌の書記史的な位置付けが必要となるのである。

漢字による多重表現

これは、仮名書き歌に限らず、正訓字主体の歌々にもあてはまる。池上禎造「正訓字の整理について」（万葉34号）は、そのあたりに重要な示唆を与えている。池上は仮名書き諸巻における正訓字のありようや、一訓に複数の正訓字使用についての整理法を模索する。そこには正訓字主体表記歌巻と仮名書き主体歌巻との連続性を処理する筋道が示されている。特に巻十九の漢字仮名交じりの方法については、そういったアプローチから、その書き様の説明がなされるべきであり、それこそが、書記史の上に正当に位置付けられなければならない問題である。そこには、機能的に区別される漢字の正用と仮用とが、意識的にも厳然と区別されているように見えるのである。人麻呂歌集にも厳然と区別されているような書き様から、「かな」成立以降の歌の真名書き（新撰万葉集や真名本伊勢物語など）への間で、仮名書きに傾いた漢字仮名交じりのありようが、そこにはみとめられる。つまり、文字としての漢字と仮名との機能の分担がそこ

に具現されているように見えるのである。その意味が、書記史の上に正當に位置付けられなくてはならない。

漢字が日本語を書き表わすための表語文字として、表音的にも表意的にも機能するとき、漢字の義に対応する音として音(オン)と訓(クン)との用法があり、そこに、義との関係を含めた多重性が、潜在的に存在する。仮名書きにおいても、それは例外ではないが、正字の用法においても、とりわけ、戯書や義訓とよばれる高度な文字遣いを含めて、その多重性が歌の表現そのものとの関係において議論されなければならない。戯書については、たとえば有名な「垂乳根之 母我養蚕乃 眉隠 馬声蜂音石花蜘蛛荒鹿 異母二不相而(⑫2991)」には、歌全体としてさまざまな寓意を、この漢字表現に読み取ることができるが、それと歌意との乖離の度合いが「戯れ」を感じさせるのであり、ここに複線的な多重性が認められる。巻十九に戯書の例が見えないことは、これに関係する。

これとは異なった形で、いわゆる義訓の中には歌意と密接に関わった多重性が指摘される。歌意との関連からすると、義訓と定訓との関係も一度は考える必要があろう。たとえば、「眷(こふ)」に意図的な漢字表現、表現の多重性を見ようとするのは、指摘されるとおりであろう(注6)。これに対して、「恋(こふ)」は定訓の使用という点で、そこに二重性を見出すことは困難である。しかしながら、池上の指摘するように、表現に関わらないまでも複数の正訓字による書き分けには、やはり意味がある。そこに定訓と義訓との連続面があるのだが、正訓字使用に義訓と対応するような多重の表現性を認めるかどうか(注7)、これも、多重表現という面からの考察が要請されよう。

「多重性」と日用の文字使用との関係も課題として残る。

おわりに

近年、多量の木簡の出現によって七世紀から八世紀にかけての文字生活の一端が明らかになってきた。万葉集の書き様とは一線を画すべき面もあるが、同時にそれらの基盤に立ったものであるという観点も重要である。なぜならば、文学作品としての書き様も、日用の文字生活の上に成り立つものだからである。要は、そこからの乖離の度合いとして説明すべきということである。日用の書き様は次の時代にいたっても大きく変わることはない一方で、文字としての仮名を生み出す。歌の書き様も、仮名との関係を考える必要が生じる。万葉集において、正訓字主体の書き様と仮名書き主体の書き様との関係も、次世代の「かな」歌との関係まで含めて考えるべき時期にきているのである。

- 注1 拙稿「語彙史の時代区分・文字史の時代区分」『国語語彙史の研究二十』
- 注2 稲岡耕二編『声と文字 上代文学へのアプローチ』など
- 注3 犬飼隆『上代文字言語の研究』第一部、沖森卓也『日本古代の表記と文体』第一章
- 注4 のち、『仮名文の構文原理』と『日本語書記史原論』とに増補分割
- 注5 井手至『遊文録 国語史篇二』第三篇第一章
- 注6 内田賢徳「漢字表現の応用と内化」『万葉集研究二十一』
- 注7 デヴィッド・ルーリー「訓で歌を書くことの意味」(万葉学会二〇〇一年度全国大会口頭発表)